

## 壇上報告 1-2

高森 明 無所属

#報告題目 就学、雇用可能な障害者カテゴリーの生成 –イギリスの「不具者」を例にして–

#報告キーワード 不具児 労働コロニー 家族福祉協会

#報告要旨

### 【問題提起】

「就学可能」と「就学不能」、「労働可能」と「労働不能」、「治療可能」と「治療不能」、そして「生きるに値する命」と「生きるに値しない命」。「健常者」と「障害者」という二分法以外に近代の障害者カテゴリーは何らかの事情によって二重構造を有しており、二重構造のいずれに属するかによって、異なる処遇を行うことが肯定されてきた。では、障害者カテゴリーの二重構造はいかなる歴史的文脈の下で生成したのだろうか？

### 【研究方法と対象】

本報告では、19世紀末イギリスにおけるロンドン慈善組織協会傘下の家庭福祉協会の報告書『てんかんと不具の子どもと大人：これらの苦しんでいる人の状況に関する報告、彼らのよりよい教育と雇用のための提案』（1893）をドキュメント分析することにより「不具児 cripple」カテゴリーの二重構造化がなぜ生じたのかを明らかにすることを試みた。

### 【現時点で明らかになったこと】

- ①1880年小学校教育法制定以降、未就学児の就学督促が活発に行われたが、移動や介助を必要とする「不具児」については就学が免除される傾向があった。家庭福祉協会報告書は一定の条件を満たした「不具児」の就学を積極的に求める提案がなされた。
- ②提案において重要な役割を果たしたのは、19世紀末ロンドン市の学校において大がかりな医学検査を実施したF.ウォーナー医師と、19世紀後半に「不具児」の分類処遇を推進してきたアサイラムの医師だった。また、貧困家庭の「病弱児」を救済する目的で1885年に結成された病弱児協会の実践も「不具児」の処遇を提案する上で重要な役割を果たし

た。

③結果的に、同報告書は軽度な知的障害を伴う「不具児」までは就学、雇用可能とされたが、中度、重度の知的障害を伴う「不具児」、「狂気」を伴う「不具児」は就学、雇用不能と判断され、病弱児協会、アサイラムによる処遇が妥当とされた。

⇒「不具児」の中から就学、雇用可能な障害児を抽出しようとした結果、逆に就学、雇用不能な障害児の範囲が明確化する結果となってしまったことが考えられる。

#### 【参考文献】

Family Welfare Association,1893,<I>The Epleptic and Crippled Child and Adult:a Report on the Present Condition of These Classes of Afflicted Persons,with Sugestions for Better Education and Employment</I>,London,Arno Press

#### 【倫理的配慮】

- ・ 障害学会の一般研究報告の募集規定に従って、報告を行うことを誓います。
- ・ 二重投稿は決していたしません。
- ・ 報告に使用する史料は著作権法および通常の歴史学会でのルールに則り引用いたします。